第Ⅱ期最終処分場嵩上工事

（C 区画 1、２段目及び A･B 区画１段目）

工　事　仕　様　書

令和 4 年 2 月

一般財団法人　クリーンいわて事業団

目　　次

第Ⅰ編　共通仕様書 ---------- 1
第１章 計画概要 ---------- 1
第１節 工事名称 ---------- 1
第２節 施工場所 ---------- 1
第３節 工事期間 ---------- 1
第４節 工事範囲 ---------- 1
第５節 工事概要 ---------- 1
第２章 一般事項 ---------- 2
第１節 設計図書 ---------- 2
第２節 適用範囲 ---------- 2
第３節 疑義 ---------- 2
第４節 用地関係 ---------- 2
第５節 施工計画 ---------- 2
第６節 変更 ---------- 3
第７節 承諾図書 ---------- 3
第８節 材料及び機器 ---------- 3
第９節 現場代理人及び主任技術者または監理技術者 ---------- 4
第１０節 施工体制台帳及び施工体系図 ---------- 4
第１１節 委任または下請負 ---------- 4
第１２節 諸手続き、許可申請 ---------- 4
第１３節 費用の負担 ---------- 4
第１４節 工事写真 ---------- 4
第１５節 保証期間 ---------- 5
第１６節 提出図書 ---------- 5
第１７節 関係法令等の遵守 ---------- 6
第１８節 検査及び試験 ---------- 7
第１９節 工事検査 ---------- 7
第２０節 正式引渡し ---------- 8
第２１節 仮設工事等 ---------- 8

第２２節 起工測量---------- 8
第２３節 施設運営との関連---------- 8
第２４節 事故処理---------- 8
第２５節 工事関係書類---------- 9
第２６節 作業時間---------- 9
第２７節 安全対策---------- 9
第２８節 危険防止対策---------- 9
第２９節 工事打合せ---------- 9
第３０節 立札他---------- 10
第３１節 廃棄物処理---------- 10
第３２節 環境配慮対策---------- 10
第Ⅱ編　特記仕様書 ---------- 11
第１章 工事概要 ---------- 11
第１節 施設概要---------- 11
第２節 工事概要---------- 11
第３節 施工年度区分---------- 12
第２章 土木工事 ---------- 13
第１節 工事測量---------- 13
第２節 交通安全並びに危険防止対策 ---------- 13
第３節 夜間作業の制限---------- 13
第４節 仮設工事---------- 13
第５節 土砂運搬等---------- 14
第６節 土工---------- 14
第７節 法面工---------- 14
第８節 完成検査---------- 14
第９節 工事特記事項---------- 14

第Ⅰ編　共通仕様書

第Ⅱ期最終処分場嵩上工事（C 区画 1、２段目及び A・B 区画 1 段目）工事仕様書（以下「本仕様書」という。）は、一般財団法人　クリーンいわて事業団（以下、「発注者」という。）が発注する第Ⅱ期最終処分場嵩上工事（C 区画 1、2 段目及び A･B 区画 1 段目）（以下「本工事」という。）に適用する。

第１章　計画概要

第１節　工事名称

第Ⅱ期最終処分場嵩上工事（C 区画 1、2 段目及び A･B 区画 1 段目）

第２節　施工場所

奥州市江刺岩谷堂字大沢田地内

第３節　工事期間

契約締結の翌日から令和 6 年 7 月 31 日まで

第４節　工事範囲

本工事は、本仕様書、設計図面に示す第Ⅱ期最終処分場嵩上に関連する工事であり、各種試験、検査に合格した後、供用可能な状態において引渡しを行うまでを工事範囲とする。

第５節　工事概要

1　土工……1 式
2　場内道路工……1 式
3　保護シート工……1 式
4　土側溝工……1 式
5　竪型ガス抜き管工……1 式
6　閉塞工……1 式
7　盛土入替工……1 式
8　仮設道路工……1 式

第２章　一般事項

第１節　設計図書

設計図書の優先順位は以下に示すとおりとし、最新のものを使用すること。

１　本仕様書

２　設計図（実施設計図書、数量計算書）

３　岩手県県土整備部土木工事共通仕様書　Ⅰ～Ⅲ

４　その他、発注者が指定する監督職員が指定するもの

第２節　適用範囲

仕様書は、本工事の基本的内容について定めるものであり、採用する資機材等は、必要な機能と規模を有し、かつ維持管理の容易性及び経済性を考慮したものでなければならない。また、本仕様書に明記されていない事項であっても、本工事により建設する施設（以下「本施設」という。）の目的達成のために必要な資機材等、または施工上当然必要と思われるものについては、設計図書の記載の有無に関わらず受注者の責任において完備しなければならない。従って、本仕様書の「受注者の責任」とは、設計図書に明記されていない場合でも、本施設の機能（性能を含む）を保証する責任である。

本仕様書に記載のないものは、「岩手県県土整備部土木工事共通仕様書」を適切に運用すること。

第３節　疑義

本仕様書と実施設計図書の内容に疑義がある場合、監督職員と協議すること。この協議結果については、文書とし保管すること。また、本工事施工のために必要な場合は、所定の手続きにより、既存図書（第Ⅱ期最終処分場竣工図書、最終処分場残余容量調査報告書等）の貸し出しが可能である。

第４節　用地関係

１　発注者が確保した用地内において、本工事以外の事で受注者が使用する場合は、監督職員の承諾を受け、工事完了後は原則として原形に復元すること。

２　発注者が確保する以外で、受注者が施工時必要とする工事用地等については、監督職員と協議のうえ、受注者の責任と負担において確保しなければならない。なお、この用地については、土地所有者及び関係者との契約等を遵守しなければならない。

第５節　施工計画

１　受注者は契約締結後、速やかに施工計画書及び全体工事工程表を監督職員に提出しなければならない。なお、重要な変更が生じた場合には、変更施工計画書を提出しなければならない。

２　監督職員が特に必要と認めて指示するものについては、あらかじめその設計図

書等を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。

3　本工事の施工にあたり、受注者は設計図書並びに本仕様書、工事請負契約書及びその他関連諸法令規則を遵守しなければならない。

4　必要に応じて、各工種、工事毎の具体的な計画を定めた施工計画を、当該工事に先立ち作成し、監督職員の承諾を得ること。

5　施工計画にあたっては本工事の意義を十分に理解し環境保護、保全に配慮した計画とすること。（別紙：第Ⅱ期最終処分場嵩上工事に係る全体スケジュールを参照）

6　本工事の施工順序は、C 区画 1 段目→C 区画 2 段目→A・B 区画 1 段目の順で計画とすること。

7　C 区画 1 段目及び 2 段目の土堰堤は、施工状況に合わせて廃棄物運搬車両の走行経路を変更する必要があることに留意し、適宜、監督職員と協議のうえ、施工すること。

8　浸出水処理及び埋立最終処分場での埋立等の作業が行われているため、これら施設への搬出入車両や、施設運営を考慮した計画とすること。

第６節　変更

設計図書については原則として変更は認めないものとするが、施設の目的達成のために必要な設備、または工事の性質上当然必要とする事項については、監督職員の承諾を得て、方式、製品等の部分的な変更ができるものとする。

この場合、機能及び内容が現設計より下回らないことを原則とし、受注者の責任において完備するものとする。また、変更内容、数量等は、変更図書として整理し、監督職員と協議すること。

第７節　承諾図書

受注者は、材料及び機器の購入について、工事着手前にあらかじめ承諾図、検討書等を作成し、監督職員の承諾を得ること。

第８節　材料及び機器

使用材料及び機器は全てそれぞれの用途に適合する欠点のない製品で、かつ全て新品とし、日本産業規格（JIS）等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用しなければならない。また、日本国内で製造、組立てた製品の使用を原則とするが、仕様規格品以外の製品を使用する場合は、規格値を下回らないこととし、実績表、工法、仕様等を明示のうえ、監督職員の承諾を得なければならない。

海外調達材料及び機器等を使用する場合は以下に示す内容を原則とし、事前に監督職員の承諾を受けること。

(1) 本仕様書で要求される機能（性能・耐用度を含む）を確実に満足できること。

(2) 原則として JIS 等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等であること。

(3) 検査立会を要する機器・材料等については、原則として国内において監督職員が承諾した検査要領書に基づく検査が実施できること。

(4) 日本国内に代理店等を有するなど、引渡後の維持管理における材料・機器等の調達については、将来とも速やかに調達できる体制を継続的に有すること。

(5) 国内の類似公共施設への納入実績があること。

第９節　現場代理人及び主任技術者または監理技術者

受注者は、契約と同時に現場代理人及び、主任技術者または監理技術者を定め、その他の主要な使用人の経歴書及び職務分担表を添えて発注者に届け出なければならない。

現場代理人は、工事現場に常駐し、監督職員の指示に従い工事現場を取り仕切り、本工事の目的をよく理解し、工事に関する一切の事項を処理しなければならない。

主任技術者または監理技術者は、監督職員と緊密な連絡をとり、施設の機能に関する全ての事項を処理しなければならない。

第１０節　施工体制台帳及び施工体系図

受注者は、「施工体制台帳の作成等について(通知)　平成 7 年 6 月 20 日　建設省経建発第 147 号、最終改正：平成 26 年 12 月 25 日　国土建第 198～202 号」に従って、適切な措置を講じること。

第１１節　委任または下請負

受注者は、工事の全てまたは大部分を第三者に委託、または請け負わせてはならない。各種施工種別毎の下請業者については、受注者の責任において選定するものとするが、選定した業者の経歴及び現場責任者の経歴書等を監督職員に提出し、監督職員の承諾を得なければならない。

第１２節　諸手続き、許可申請

受注者は、工事の施工に必要な関係諸官公署及び他企業への諸手続きを迅速かつ確実に行い、その経過については、速やかに監督職員に報告しなければならない。

また、工事内容により関係官庁へ認可申請、報告、届出等の必要がある場合には、その手続は受注者の経費負担により代行すること。

なお、本工事あたっては、以下に示す許認可申請を提出し、許可を受けているので留意すること。

〇産業廃棄物及び一般廃棄物処理施設変更許可申請書
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

第１３節　費用の負担

材料及び工事の検査ならびに工事施工にともなう測量調査、試掘、諸手続に必要な費用等、工事引渡しまでに要する経費は全て受注者の負担とする。

第１４節　工事写真

工事着工前に工事写真撮影要領書を作成のうえ、監督職員の承諾を受けること。工事写真は、工事名、撮影対象物、場所等を記入のうえ提出すること。

1　着工時

敷地全景を 2 方向以上から撮影すること。また、境界等で現場施工状況を確認するために必要と思われる地点、及び監督職員の指示する地点を工事着工後ただちに撮影すること。

2　工事中

主要部分及び隠ぺいとなる箇所をその都度撮影すること。いずれも寸法を明示するため箱尺等を添えるとともに、完成後、現場が確認できるような特定の地物を背景に入れ、位置の明示を考慮して、小黒板を設置して撮影すること（出来形を確認できるものとする）。

3　事故発生時

必要箇所を全て撮影すること。

1～3 は手札形（カラーサービスサイズ）とし、各 2 部提出すること。

4　竣工時

全景を航空写真２方向以上より撮影する。その外に主要な構造物の外観を、適所より撮影すること。写真は全てカラーにて、各５部提出（原版共）とすること。

第１５節　保証期間

本施設の保証期間は、正式引渡しの日より 2 年間とする。

保証期間中に生じた施工、材料及び構造上の欠陥、破損及び故障等により、本仕様書に示す性能・機能を満たすことができない事態が生じた場合は、受注者の負担にて速やかに改善しなければならない。ただし、発注者の誤操作、天災などの不測の事故に起因する場合及び既存廃棄物層の沈下による土堰堤の崩れはこの限りではない。

第１６節　提出図書

1　施工承諾申請図書

受注者は、工事施工に際しては、事前に施工承諾申請図書を提出し、監督職員の承諾を得てから着工すること。なお、提出部数については原則 2 部とするが、協議のうえ最終決定とする。

(1) 既製品　2 部
（断面図、詳細図、材質、重量、製造者）

(2) 施工計画書（ネットワーク工程表を含む）　2 部

(3) 検査（試験）要領書、報告書　2 部

(4) 施工承諾図書（計算書、検討書他）　2 部

(5) その他必要な図書　2 部

2　完成図書

受注者は、工事竣工に際して、完成図書として次のものを提出すること。

(1) 竣工図　1 部

(2) 電子ファイル（竣工図）　1 式
(3) 試験成績表（強度、品質）　1 部
(4) 品質管理・出来形図・出来高設計書　1 部
(5) 資材搬入書類（搬入簿・伝票含む）　1 部
(6) 設計計算書（数量精算書他）　2 部
(7) 工事日報(又は週報)　1 部
(8) 実施工程表、進捗状況表、状況写真（定点）毎月　2 部
(9) 完成写真　2 部
(10) 工事写真　1 部
(11) 電子ファイル　1 式
(12) 承諾書類（材料、施工、検査）　1 式
(13) 打合せ議事録　1 部
(14) その他監督職員の指示する図書　1 式
(15) 竣工写真（本章第 14 節 4 に示すもの）　1 式
(16) その他　1 式

以上についての、製本のとりまとめ書式は監督職員の指示を受けること。

また、費用については、受注者の負担とする。

第１７節　関係法令等の遵守

本工事の施工にあたっては、以下に示す主な関係法令及び諸法規、基準等を遵守すること。

(1)廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(2)廃棄物最終処分場性能指針
(3)廃棄物最終処分場整備の計画･設計･管理要領（以下、「計画･設計･管理要領」という。）
(4)環境基本法
(5)水質汚濁防止法
(6)大気汚染防止法
(7)悪臭防止法
(8)騒音規制法
(9)振動規制法
(10)土壌汚染対策法
(11)ダイオキシン類特別措置法
(12)岩手県関係条例及び同施行規則
(13)奥州市関係条例及び同施行規則
(14)河川法
(15)森林法
(16)砂防法
(17)水道法
(18)道路法
(19)都市計画法

(20)景観法
(21)日本産業規格（ＪＩＳ）
(22)日本農林規格（ＪＡＳ）
(23)設計業務等共通仕様書
(24)岩手県県土整備部土木工事共通仕様書
(25)建設工事実務必携
(26)労働基準法
(27)労働安全衛生法、同施行令、同施行規則
(28)道路交通法
(29)道路運送法
(30)道路運送車両法
(31)建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
(32)エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）
(33)毒物及び劇物取締法
(34)製造物責任法
(35)公共工事の品質確保の促進に関する法律
(36)その他諸法令、基準、規格等に関する諸条件

第１８節　検査及び試験

工事に使用する主要資機材の検査及び試験は以下に示すとおり行うこと。

１　立会検査及び試験

指定主要材料の検査及び試験は、監督職員の立会いのもとで行うこと。検査を受ける必要のあるものについては、監督職員と協議すること。ただし、監督職員が認めた場合には、受注者が提示する検査（試験）成績表をもってこれを代用することができる。

２　検査及び試験の方法

検査及び試験は、監督職員の承諾を得た検査（試験）要領書に基づいて行うこと。

３　検査及び試験の省略

公的、またはこれに準ずる機関の発行した証明書等で成績が確認できる機材については、検査及び試験を省略できる場合がある。

４　経費の負担

工事に係る検査及び試験の手続は受注者が行いこれらに要する経費は受注者の負担とする。

第１９節　工事検査

工事中（C 区画 1 段目、C 区画 2 段目完成時）及び工事完了後には、書類及び現場検査を行うこと。その場合、監督職員の指示する要領書を作成し、監督職員ならび検査監立会いのうえ実施すること。その結果、不良部分や改良を要する部分があった場合、速やかに再度施工を行うこと。なお、試験、検査及び再施工に要する経費は全て受注者の負担とする。工事中において、検査を行う必要性のあるものについては、監督職員の指示に従うこと。

第２０節　正式引渡し

本施設の引渡しは、発注者が受験する廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第 15 条の 2 第 5 項）に基づく使用前検査（以下、「使用前検査」という。）及び工事検査の合格後とする。また、使用前検査は、C 区画 1 段目完成時、C 区画 2 段目完成時及び A・B 区画 1 段目完成時のそれぞれにおいて工事期間中に受験するものとする。

なお、受注者は使用前検査に必要な書類作成に協力することとし、使用前検査に立ち会うこと。

第２１節　仮設工事等

1　本工事に必要な仮設道路、仮設電気、仮設水道、仮設電話、仮設用水や現場事務所、作業員詰所、機材置場等については、敷地状況、工事条件等を十分に調査し、工事着工前に仮設計画書を作成のうえ監督職員の承諾を得ること。

2　工事現場の周辺または工事の状況により、仮囲い、足場等を設け、安全管理に努めること。

3　計画地周辺の交通量等を十分に配慮し、機械、資材等の搬入、搬出を検討するとともに、必要に応じて交通整理員を配置する等、交通の危険防止に対処すること。

4　足場、桟橋、仮囲い等は、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令等に従い、適切な材料及び構造とすること。

5　工事中、公衆に影響を及ぼす行為（公害の発生や付近地権者との紛争を起こすような行為）のないよう十分な措置を講じなければならない。

6　公道、構内道路等を工事車両が破損した場合は、速やかに監督職員に報告のうえ補修を行うこと。

第２２節　起工測量

1　受注者は、工事着工前に起工測量を実施し現状を確認すること。

2　起工測量結果により設計図面と相違がある場合は、必要盛土量等について監督職員と協議すること。

第２３節　施設運営との関連

同敷地内で浸出水処理及び埋立最終処分場での埋立等の作業が行われている。これら施設への搬出入車両や、施設運営を最優先とした施工計画等を作成すること。また、必要に応じて看板等の設置や誘導員の配置などの対応を行うこと。

第２４節　事故処理

受注者は、工事によって発生した一切の事故について、その事後処理及び補償等、全ての責任を負わなければならい。

受注者は、事故が生じた場合は速やかに、その日時、場所、原因、状況、被害者氏名、応

急措置、その後の対策等を監督職員に報告し、最終的に書類にまとめ提出すること。

第２５節　工事関係書類

1　工事中、監督職員と行った協議事項については、監督職員又は受注者が記録する打合せ薄に押印し、相互に確認をしなければならない。

2　受注者は、工事関係資料を他に公表または貸し出しをする場合は、監督職員の許可を得なければならない。

第２６節　作業時間

1　作業時間は、工事着工前に監督職員と打合せを行い、承諾を受けること。時間の設定に際しては、特に日祭日や通学時間等、地元に対して配慮すること。

2　工事中に連休をとる場合は、現場の保安体制や緊急連絡先等を記入した計画書を作成のうえ、監督職員の承諾を受けること。

第２７節　安全対策

1　工事車両通行部で危険箇所と思われるところには、交通整理員を配置し、歩行者の安全に注意するとともに散水、清掃を行うこと。

2　土工事の重機災害及び、構造物からの転落防止には特に注意すること。

3　場内は常に安全、点検を十分に行いながら工事を進めること。

4　受注者は、安全訓練等を実施すること（内容については、監督職員と協議し、または実施状況報告書の提出を行う）。

5　受注者は、工事中大型の重機及び車両等が公道を通行する場合は、事前に監督職員と協議し、監督職員の指示した安全対策に基づき通行量、通行時間帯、走行速度等について規定した安全対策要綱を作成のうえ、監督職員の承諾を受けるものとする。

6　場内で土砂を仮置きする場合には、雨水等による土砂の流出防止対策を十分に行うこと。

第２８節　危険防止対策

1　電気設備・機器・仮設物の防災、交通安全、その他の危険防止対策については、十分に配慮すること。

2　工事進捗に従い、不要となった資材・機器等は速やかに片付けを行うこと。

3　地震、豪雨、豪雪等の災害発生時には緊急巡回を行い、その状況を把握し、適切な措置を講じ、その内容について監督職員に報告すること。緊急巡回及び緊急時諸作業の詳細については、発注者及び受注者の協議により実施すること。

4　高所作業については安全帯等の着用を義務づけること。

第２９節　工事打合せ

1　本工事に係る担当者会議を行うものとし、打合せ日時は監督職員、受注者協議のうえ決定する。

2　本工事に係る会議スペースは、受注者が準備（必要備品を含む）することとし、会議室の大きさ等については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

3　定例工程会議時は、月間、週間工程表及び協議資料等を準備すること。

第３０節　立札他

1　工事中に必要な工事看板及び立札、標識を設置すること。内容、設置場所は監督職員の指示によるが、費用は受注者の負担とする。

2　施工のために必要な仮設備及び環境対策設備については、工事設計書の意図を十分に理解し施工すること。

3　本工事着工にあたって、周辺住民に配慮したうえで安全な施設の建設に努めること。

第３１節　廃棄物処理

本工事で発生する建設廃棄物については、できるだけリサイクルに心がけること。また、「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について（通知）　環廃産第 110329004 号」に従い、作業所において廃棄物責任者を定め、この通知に示されている建設廃棄物を適正処理するための業務を行うこと。なお、産業廃棄物管理票は、受注者で複写・保管し、引渡し時に監督職員に提出すること。

コンクリート殻、アスファルトコンクリート殻、木くず等については、適切な処理施設に搬入すること。なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告すること。

第３２節　環境配慮対策

1　省エネルギー型の工事機器を使用し、エネルギーの有効利用に努めること。

2　環境に負荷の少ない資材、再生資材等の使用に努めること。

3　建設発生土や建設廃棄物の発生抑制、減量化及びリサイクルに努めること。

4　発生する建設廃材については、できるだけリサイクルに心がけること。やむを得ず廃棄物処理する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従って処分を行うこと。

5　工事時の粉塵等の飛散防止、適切な土砂流出防止施設の設置を行うこと。

6　打合せ及び成果品などに使用する用紙等についても再生品を利用すること。

7　現場周辺の希少植物・猛禽類については生息等の確認を良く理解し、騒音･振動に対する配慮を行うこと。

8　下流に建設されたビオトープに対しての重要性を良く理解したうえで工事をおこなうこと。

9　処分場内を走行した車両においては、タイヤ等に廃棄物の付着物が無いか確認し、付着物が処分場外に持ち出されないよう洗浄等の措置を行なうこと。洗浄等の方法については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

第Ⅱ編　特記仕様書

第１章　工事概要

第１節　施設概要

本処分場の施設概要は以下のとおりである。

１　**埋立面積**

68,000m^2

２　**埋立容量**

727,000m^3（嵩上埋立容量：216,000m^3）

３　**処理する産業廃棄物の種類**

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず
金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類
ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの、廃石綿等

４　**遮水工**

2 重遮水シート構造（既設部分）
上面遮水シート：直鎖低密度ポリエチレン遮水シート 1.5 ㎜
下面遮水シート：含浸アスファルト遮水シート 4.0 ㎜
電気的漏水検知システム（既設部分）

５　**浸出水処理施設**

施設規模：150m^3/日（既存施設　通常運転時）

第２節　工事概要

本工事は、既設処分場上面に土堰堤を構築して埋立容量 216,000m^3 を 4 段階に分けて確保する計画の内、C 区画内 1 段目及び 2 段目、A・B 区画 1 段目の 3 段階の土堰堤を構築する工事である。

１　**嵩上工事**

(1)　土工

①　堰堤築堤工
②　法面整形工
③　廃棄物運搬工

(2)　場内道路工

①　作業土工
②　場内道路工（横断側溝含む）

(3)　保護シート工

①　保護シート工
②　シート固定工
③　シート撤去工

(4)　土側溝工

①　作業土工

②　排水工

(5)　竪型ガス抜き管工

①　ガス抜き管嵩上工

(6)　閉塞工

①　中間管理桝閉塞工

(7)　盛土入替工

①　作業土工

②　法面整形工

③　シート撤去復旧工

(8)　仮設道路工

①　作業土工

②　仮設工

第３節　施工年度区分

本工事における工種ごとの施工年度とその区分は次表のとおりとする。

施工年度	区　画	工　種	期　限
令和３年度	C 区画１段目	準備工	令和４年３月末
令和４年度	C 区画１段目	土工１式、場内道路工１式、保護シート工１式、土側溝工１式、仮設道路工１式	令和４年 11 月下旬
令和５年度	C 区画２段目 A・B 区画１段目	土工１式、場内道路工１式、保護シート工１式、仮設道路工１式 土工 1 式（廃棄物運搬工）、保護シート工 1 式（シート撤去工）、盛土入替工 1 式（シート復旧工除く）、仮設道路工 1 式（敷鉄板等設置）	令和６年３月末
令和６年度	A・B 区画１段目	土工 1 式、保護シート工 1 式、竪型ガス抜き管工 1 式、閉塞工 1 式、盛土入替工 1 式、仮設道路工１式	令和６年７月 31 日

※巻末資料の全体スケジュールを参照。

第２章　土木工事

第１節　工事測量

１　受注者は契約締結後、速やかに仮水準点の設置及び中心線、縦横断等を確認し、監督員に報告しなければならない（地形の確認）。なお、仮水準点を設置するための基準点は、図面に示すものの他は、監督職員の指示による。

２　区域外の用地杭、基準点、仮水準点及び重要な工事測量杭は、原則として移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合には、監督職員の承諾を得て移設することができるものとする。

３　設置したやり形、丁張等について、監督職員が施工上、必要期間の保存を指示した場合は、受注者はこれに応じなければならない。

４　工事測量に要する費用は全て受注者の負担とする。

第２節　交通安全並びに危険防止対策

事前に本現場への工事車両搬入ルートを確認すること。特に地元住民の通行、車輌について優先させるよう工事関係者に教育を行うこと。

第３節　夜間作業の制限

原則として夜間作業は行わないこと。やむを得ず夜間作業を行う場合は、振動、騒音及び交通安全に配慮し、監督職員及び関係者の許可を得ること。

第４節　仮設工事

１　掘削、盛土施工時に埋立地外へ土砂の流出等が起こらないよう対策を十分に行うこと。

２　仮設道路工については、任意仮設とする。そのため埋立作業状況等に合わせた仮設計画を作成し、監督職員の承諾を受けた後に実施すること。

３　既設構造物（排水溝、遮水シート等）の上面に敷鉄板を設置する際は、構造物が破損しないように保護マット等により養生を行なうこと。

４　既設構造物の復旧に伴う撤去資材仮置については、監督職員の指示する場所へ運搬すること。

５　工事着工前に作成した仮設計画は、工事の進捗にともない必要に応じて見直しを行うこと。

６　A・B 区画 1 段目の既設グランドシート上に設置する場内仮設道路について、既設グランドシートは雨水排除を目的としているため、損傷することがないよう十分に注意すること。

７　A・B 区画 1 段目土堰堤の施工においては、既設グランドシートの雨水が区画内に滞留しないように仮排水工（釜場、ポンプ等）を設置すること。また、仮排水工の方法については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

第５節　土砂運搬等

1　本工事で使用する土砂等を仮置する際は、監督職員の指示する場所へ運搬すること。

2　各施設への廃棄物搬入車両、施設の維持管理車両等を優先し、必要に応じて敷鉄板の設置、交通誘導員の配置を行うこと。

3　運土計画の実績量に対し、後日それを立証できるような資料を作成し提出すること（地形図、断面図、写真、ダンプ検収簿等）。

4　掘削土は、その土質を十分調査のうえ、埋戻し材として使用すること。実施設計図書で想定されていない不良土が発生した場合は監督職員の指示によること。

5　A・B 区画において、掘削した廃棄物の運搬場所については、監督職員の指示する処分場内へ運搬すること。

第６節　土工

1　盛土の施工においては一層の仕上り厚を 30cm 以下とし、各層ごとに平坦に締固めなければならない。なお、捲き出し厚、転圧回数等については、施工に先立ち試験盛土を行い決定すること。

2　既設遮水シートに近接する盛土部は、遮水シートが損傷することがないように十分注意すること。

3　実施設計図と現場出来形より、施工土量の確認を行うこと。あわせて座標等による確認も行うこと。また、運土計画について実績精算表（図）を作成すること。

第７節　法面工

1　法面は、表面が凹凸にならないように仕上げること。

2　施工法面は展開図（三斜実測）を作成し、実績数量を算出すること。また、検査に際しては、測定位置にマーキングを行い、確認できるようにしておくこと。

第８節　完成検査

1　完成後直ちに完成届を提出し、完成検査を受けなければならない。

2　検査を受ける時は、監督職員の指示する検査に必要な設備（照明等）を準備すること。

3　検査を受けるにあたっては、指定した以外のものは全て撤去し、全施工区域の後片付け、清掃を行うこと。

第９節　工事特記事項

1　工事内容

受注者は工事着工前、各工種について内容検討を行うこと。また、実施設計に関する資料については、監督職員の承諾を受け借用すること。特に、土堰堤の安定計算については最終形状、使用土質を考慮し、検討を行うこと。

2　工事開始にあたって

(1) 本最終処分場の構造(特に固定工を含む遮水構造)を十分に理解し、既存構造物（既存遮水工など）を損傷することがないよう十分に注意すること。

(2) 最終処分場設計座標図面を基に現場位置出しを行うこと。また、造成横断図に基づき、現状地盤を確認し、相違があればその把握も行うこと。なお、これらは監督職員の立会い確認を受けること。

(3) 本工事は同敷地内の埋立作業と並行作業となるため、施工順序について監督職員と協議を行い、本工事に支障が生じないよう工程計画を立案すること。

(4) 購入土は搬入前に、ヒ素の溶出試験を行い基準値以下であることを確認し試験結果を報告すること。

(5) 使用する土工機械については、着工前に設計書に基づく機械と実際に使用する機械の確認を行うこと。

(6) 設計数量の数量算出方法を理解のうえ、実績数量のまとめを行い、監督職員に提出すること（完成図書として提出する)。

(7) C 区画 2 段目の施工時期は、埋立進捗状況により前後するため、監督職員と協議のうえで着手時期を検討すること。

(8) A・B 区画 1 段目土堰堤は、C 区画 2 段目の保護シート（グランドシート）敷設後に着手すること。また、施工箇所の既設グランドシート撤去時期は、監督職員と協議のうえで決定すること。

(9) A・B 区画 1 段目土堰堤の施工順序は、左岸部→右岸部→下流部とすること。また、土堰堤築堤後に外側法面の保護シート（グランドシート）を敷設後、次の土堰堤築造に着手すること。

(10) 工事期間の途中に嵩上部埋立期間を予定している。埋立期間中、本工事の休止期間（令和 4 年 11 上旬から令和 5 年 3 月中旬及び令和 5 年 9 月中旬から 12 月下旬予定）が生じることから、配置技術者及び現場管理等について、発注者と受注者で協議すること。

3　堰堤築造工

(1) 試験盛土に先立ち試験盛土要領書を提出すること。なお、試験盛土等にかかる費用については受注者の負担とする。

(2) 土堰堤の天端高さは、両岸管理用道路に設置されている固定工より場外側に 70 ㎝の箇所を基準高としている。工事着手前に管理用道路の基準高及び土堰堤床付高を確認し、相違があれば監督職員と協議すること。なお、基準高は監督職員の立会い確認を受けること。

(3) 法面工事施工時においては、重機転落防止に対する安全教育を実施し、その記録を保存すること。

(4) 盛土工にあたっては、堰堤軸方向と平行に敷均し締固めを行うこと。

(5) 盛土施工は「道路土工　盛土工指針」に準ずること。また、施工に先立ち、施

工方法、品質管理手法等についての計画書を立案し、監督職員の承諾を得ること。

(6) 土工量（掘削、盛土の実績量）は図面、計算書により把握すること。この場合の土質分類及び計算方法は監督職員の確認を受けること。大きく運土計画が変更となる場合は監督職員と受注者の協議とする。

4　場内道路工

(1) 横断側溝の設置位置については、位置出し後、監督職員立会いのうえで決定すること。位置出しにあたっては、既設固定工に留意し、新設場内道路設置後、最も低い位置になる位置とすること。

(2) 横断側溝について、割付を含め構造検討を行い、施工承諾図を提出し監督職員の承諾を受けること。

(3) 横断側溝からの排水管（φ200）は、発注者が維持管理で設置した既設配管に接続するものとし、接続位置は監督職員の指示に従うこと。

(4) 場内道路上の雨水が埋立地外に流出しないように埋立地内側へ横断勾配を確実に確保すること。

(5) デリネーターの設置位置は、位置出し後、監督職員立会いのうえで決定すること。

(6) 砕石舗装の床付面は、沈下が生じないよう入念に転圧を行うこと。

5　保護シート設置工

(1) 保護シート（塩ビシート）の材質については、柔軟性、熱収縮性の優れ、紫外線による著しい劣化のない材質を選定することとし、以下に定めた品質以上であること。

材質　　軟質塩化ビニルシート

厚み　　1.0mm 以上

(2) 保護シート（塩ビシート）の接合は原則、自走式溶着機で行うこと。夏場等でシート温度が高温となり自走式融着機での施工が適切でない場合は、接合条件、管理方法等を設定した計画書を提出し監督職員の承諾を受けること。

(3) 保護シート（グランドシート）の材質については、柔軟性、紫外線による著しい劣化のない材質を選定することとし、以下に定めた同等品以上であること。

材質　　クロスラムシート（L200-T）

接着　　粘着テープ（コスモワッペン）2 条貼付け

(4) シート材の敷設を行う法面及び底面は、平坦であり雑物（株、根、しの、竹等）がないことを監督職員の立会いのもとで確認した後シート材を施工すること。

(5) 法面整形後は長期間風雨にさらすことがないよう速やかにシートを敷設すること。シートの施工が出来ない場合は、ブルーシート等で養生を行うこと。

(6) 保護シート敷設面積は、三斜実測求積図により算出すること。また、検査に際しては測定位置にマーキングを行い、確認できるようにしておくこと。

(7) シート重ね部については、風等による浮き上がりが無いよう速やかに粘着テープや土のう等を設置すること。

(8) 保護シート（グランドシート）は、土堰堤設置後できるだけ速やかに敷設すること。

(9) A・B 区画 1 段目の既設グランドシート撤去方法について、撤去しない範囲のグランドシート上の雨水が埋立地に流入しないように埋立地外側から内側へロール状に丸め堰き止めること。

6　土側溝工

(1) 土側溝の設置位置、天端高さは、位置出し後、監督職員立会いのうえで決定すること。なお、設置位置は右岸竪型ガス抜き管が土側溝中央に来る位置、天端高さは土堰堤床付高とする。

(2) 土側溝横断部に設置する大型土のうについても監督職員立会いのうえで設置位置を決定すること。

(3) 土側溝内に設置する排水管は、床付面の不陸を整正したうえで敷設すること。

(4) 土側溝の床掘は廃棄物となるため、床掘した廃棄物は監督職員の指示する場所に敷均すこと。

7　竪型ガス抜き管工

(1) 工事着手前に既設竪型ガス抜き管高さを確認し、嵩上高さについて監督職員と協議すること。

(2) 保護シートと既設竪型ガス抜き管の取り合いについては、保護シートの機能に留意し、雨水が流入しないようガス抜き管下部を保護シートで巻き立てて施工すること。

(3) ガス抜き管の先端部は、雑物が入らない様に有孔キャップ等で処理すること。

8　閉塞工

(1) 工事着手前に中間管理桝閉塞高さを確認し、設計図との相違があれば監督職員に報告すること。

(2) 施工時は、高所作業及び上下作業となるため昇降設備の設置、安全帯等の使用、上下間無線機等の使用などを徹底し安全確保に努めること。特に、管理桝内の酸素濃度に留意し、状況に応じて必要な措置を行うこと。

9　盛土入替工

(1) 既設側溝沿いの廃棄物を掘削する際は、側溝内に廃棄物が入らない様に施工すること。また、側溝内に入った廃棄物は速やかに撤去及び清掃すること。

(2) 施工範囲外の既設雨水排除シート（グランドシート）及び隣接する排水構造物を損傷しないよう十分注意して施工すること。また、既設雨水排除シート上に掘削廃棄物が飛散しないよう注意するとともに飛散した場合は、速やかに撤去及び清掃すること。

(3) 既設及び新設雨水排除シート（グランドシート）の接続箇所は、新設雨水排除シートを 1.5mラップすること。また、重ね方法は、水流方向を阻害しないよう注意すること。

(4) 施工時は、降雨等により既設排水構造物内及び施工範囲外に廃棄物に触れた雨水等が流出しないよう必要に応じて、流出防止等の措置を講ずること。

別紙

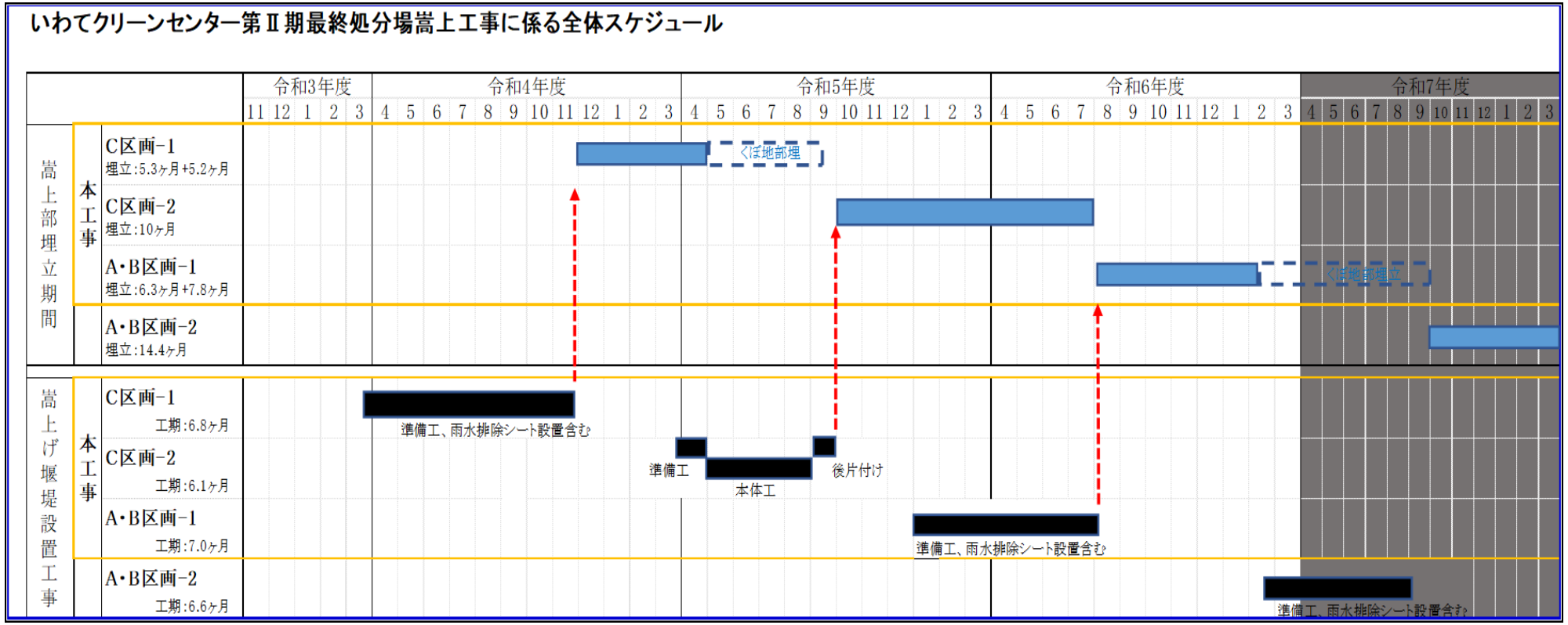

※このスケジュールは、令和４年２月時点のものであり、廃棄物の受入状況等によって変動することがある。